

生活困窮者の自立支援対策に関する
行政評価・監視

結果報告書

令和 4 年 4 月

総務省行政評価局

前書き

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方に対する支援を行う生活困窮者自立支援制度は、平成 27 年 4 月にスタートした。

このコロナ禍において、当該制度に基づく支援の一つである住居確保給付金がにわかに注目を集めた。支給要件の緩和や支給期間の延長などの特例措置はあるものの、令和 2 年 4 月から 3 年 3 月までの 1 年間の支給決定件数は 13 万 9,761 件（306 億円）に達したという¹（「令和 3 年版厚生労働白書」（厚生労働省））。

離職を余儀なくされたりして住むところがなくなった方や、家賃が払えず住む場所を失うおそれが高い方が増加したことを表すもので、失業や病気、家族の介護に伴う離職、ひきこもりなど様々といわれる生活困窮に至るリスクを少なからず押し上げていると言っても過言ではない。

生活困窮者自立支援制度の運用は、福祉事務所を設置する都道府県、市及び一部の町村が担っているが、生活困窮者を把握し、自立に向けた支援を行う上で、地域の社会福祉協議会や NPO などの関係団体との連携なしには十分な対応は成し得ないと言われている。

こうした点を踏まえ、今回、生活困窮者の自立支援対策に関して初めて行政評価・監視を実施した。具体的には、①生活困窮者の把握、②生活困窮者に対する支援、③事業・制度の効果検証などに焦点を当て、現場の実態を把握し、整理したものである。

¹ 令和元年度の支給決定 3,972 件の実に 35 倍を超える規模である。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 全体概況と報告書の構成	2
2 生活困窮者の把握	9
3 生活困窮者に対する支援	14
(1) 支援の実施状況	14
(2) コロナ禍における支援の状況	21
4 事業・制度の効果検証	25
5 生活困窮者自立支援統計システムの利活用	31
6 資料編	34